

平成 18 年度公共事業再評価委員会からの附帯意見に係る対応状況について

項 目	公共事業評価の手法について
	<p>【 附 帯 意 見 の 内 容 】</p> <p>過疎化が進む地域においては、地域振興を図る上で、社会資本整備を先行して進める必要がある場合でも、従来の評価手法では、その必要性が十分に反映されているとはいえない面が認められる。</p> <p>そのため、人口減少が予想され過疎化が進行する見込みの中、今後とも本県における地域振興を積極的に図っていくためには、これまでとは違った評価の仕方が必要と思われるので、こうした点を踏まえ、公共事業評価の手法について再検討を行うことを求めるものである。</p>
	<p>【 これまでの対応状況 】</p> <p>県では、公共事業に係る評価制度の改善、事後評価に係る制度の導入などを検討するため、平成 18 年度新たに「青森県公共事業評価システム検討委員会」を設置しました。</p> <p>システム検討委員会では、公共事業評価の手法についても検討事項の一つとしており、第 1 回委員会で改善の方向性についての御議論を頂いたところです。</p>
	<p>【 今後の対応方針 】</p> <p>平成 18 年度にシステム検討委員会で御議論頂きました内容についての課題を整理しつつ、引き続き当委員会において、検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>一方で、同様の問題を抱える他都道府県の対応状況の情報収集に努めると共に、評価分野における専門家の講演なども行っていきたいと考えています。</p> <p>なお、国土交通省においても、昨今の公共事業評価を取り巻く課題や要請に対応するため、「公共事業評価手法に関する検討会」を平成 19 年 1 月に設置しています。</p> <p>こうした国における検討状況についても逐次情報収集を行い、参考にしていきたいと考えています。</p>

平成 18 年度公共事業再評価委員会からの附帯意見に係る対応状況について

項 目	沿岸部の環境への配慮について
	<p>【 附 帯 意 見 の 内 容 】</p> <p>三方を海に囲まれる青森県は、豊かな海岸景観と貴重な自然環境を有しており、我々はこれらを次世代へ継承していく必要がある。</p> <p>今年度の再評価審議委員会においては、沿岸部の事業を多数審議し、また現地調査を行い海洋生物の生態・行動に関する専門家の意見を聞いた結果、砂浜における漂砂の遮断防止対策の必要性がクローズアップされたところである。</p> <p>このことから、県による沿岸部への新たな施設の設置により、漂砂が遮断される恐れがある場合には、事前調査、モニタリングを充実させることを求めるものである。</p>
	<p>【 これまでの対応状況 】</p> <p>附帯意見を踏まえ、第 1 回青森県公共事業評価システム検討委員会で御意見を頂いたところ、沿岸部の環境も含め、一般的に環境への配慮については、再評価だけでなく事前評価及び事後評価での確認の重要性と各評価間の連携の必要性も指摘されたところです。</p>
	<p>【 今後の対応方針 】</p> <p>環境影響への配慮については、引き続きシステム検討委員会での御意見を参考としながら、事前評価及び事後評価においても再評価と同様のチェックが可能となるよう、また、各評価間の整合が取れるよう評価方法の検討を進めていきたいと考えています。</p>

平成 18 年度公共事業再評価委員会からの附帯意見に係る対応状況について

事業名	県営海岸環境整備事業 / 十二湖
<p>【附帯意見の内容】</p> <p>本事業は、農用地及び国土を海岸侵食から保全する地域防災機能の発揮を目的としているほか、海岸保全施設に親水機能を有した施設整備を行い、県民に保養、憩いの場を提供することも目的としていることから、県内でも有数の観光地域である西海岸地域の一層の観光振興に貢献するものといえる。</p> <p>しかしながら、これらの親水施設の管理については、覚書により町が管理することとされているものの、具体的な管理方法は明確となっていない状況である。</p> <p>したがって、所期の目的の達成のためにも、完成した施設の適切な管理体制の整備とともに、併せて利用客数の実績調査を行い、その結果が利用計画づくりに適切に反映されることを望むものである。</p>	
<p>【これまでの対応状況】</p> <p>本事業により整備する親水施設の適切な管理等を行うため、昨年秋から深浦町と協議を進め、平成 19 年 3 月 23 日、深浦町役場内に役場総務課、観光課、建設課及び青森県西北地方農林水産事務所で構成する「庁内連絡会議」の準備会を設立している。</p>	
<p>【今後の対応方針】</p> <p>1. 管理体制</p> <p>深浦町では本事業により整備する親水施設を含んだ十二湖エリアの各種施設の一元管理の検討中であり、6 月を目途に「庁内連絡会議」を設立し、今後の具体的な管理方法を定めることとしている。</p> <p>2. 施設の有効利用</p> <p>事業完了後は県民の保養、憩いの場として有効利用されるよう PR に努めるとともに、計画しているイベント等の利用状況の把握を行い、その結果を利用計画づくりに反映することとしている。</p>	

平成 18 年度公共事業再評価委員会からの附帯意見に係る対応状況について

事業名	国道改築事業／国道 338 号白糠バイパス
<p>【附帯意見の内容】</p> <p>一般国道 338 号は、下北半島地域にとり、生活・経済・観光アクセスに大きく寄与するものである。</p> <p>しかしながら一方において、今後地域の人口減少に伴い、交通量も減少するという課題を抱えている。</p> <p>こうした状況においては、適切な公共投資のためにも、今後交通量を継続的に評価すると共に、状況に応じて設計変更を検討するなど、柔軟な対応を求めるものである。</p>	
<p>【これまでの対応状況】</p> <p>交通量観測の実施計画、計画交通量の推計、現計画への反映・変更についての課題及び方針を検討してきたところである。</p>	
<p>【今後の対応方針】</p> <p>道路計画・設計の最も基本となる計画交通量について、現計画の妥当性を検証するために、今年度夏前には交通量観測（車種別交通量）を実施するものである。また、引き続き定期的に 2 年ごと及び周辺プロジェクトの進展等に伴い、交通の量、質に変化が見られた時には、随時交通量観測を行いながら、設計の変更について検討を行うものとする。</p> <p>この際、既存の設計にこだわることなく、新技術・新工法、暫定断面施工などの導入を検討しながら、建設コストの一層の縮減に努めることとする。</p>	

平成 18 年度公共事業再評価委員会からの附帯意見に係る対応状況について

事業名	港湾事業 七里長浜港改修（地方）事業 防波堤／七里長浜港
【附帯意見の内容】 <p>海洋生物の生態・行動に関する専門家の意見によれば、七里長浜の現状は、砂浜の侵食が著しく、本来の景観・生態系が損なわれる過程にあり、その要因の一つとして、七里長浜港による漂砂の遮断が考えられるとのことであった。</p> <p>したがって、七里長浜港が七里長浜の環境等にどのような影響を与えているのかを検討するために、学識経験者による検討委員会を組織し、調査を行うことを求めるものである。</p>	
【これまでの対応状況】 <p>七里長浜港が漂砂を遮断していることが、環境等にどのような影響を与えているかを検討した上で、その対策等の必要性を見極めなければならないと考えており、関係部局と調整・連携を図りながら調査検討する必要がある。そのため、検討委員会の設置にあたっては、平成 19 年度当初予算において、調査及び委員会開催の経費を計上しているとともに、「七里長浜港環境等影響検討委員会（仮称）」設立に向けて準備作業を進めている。</p>	
【今後の対応方針】 <p>今年度「七里長浜港環境等影響検討委員会（仮称）」を設置し、検討を進めることとする。</p> 【委員会の構成（案）】 <p>学識経験者 6名程度 行政関係 海岸等行政管理者</p> 【委員会の検討内容（案）】 <ol style="list-style-type: none">①漂砂の現状把握（深淺調査、底質調査等）<ul style="list-style-type: none">・既存資料を活用し、波浪特性及び地形変化の特性等を検討②漂砂の将来予測<ul style="list-style-type: none">・数値シミュレーションによる汀線変化等の予測検討③委員会のとりまとめ<ul style="list-style-type: none">・影響評価及び委員会からの提言等	

平成 18 年度公共事業再評価委員会からの附帯意見に係る対応状況について

事業名	港湾事業 尻屋岬港改修（地方）事業 防波堤（東）、防波堤（西）／尻屋岬港
【附帯意見の内容】 <p>尻屋岬港は、県内をはじめ、広く北海道、東北、関東にかけての経済圏域を有する、県内地方港湾の中では最大の物流拠点港と位置付けられている。</p> <p>このため、本港のこうした特性を有効に発揮させるためにも、今後より一層のポートセールスに努め、利用者の増加を目指すことが必要である。</p> <p>また、本港は避難港としての位置付けも大きいことから、本港の運用に当たっては、その役割が十分に機能するよう関係機関と調整を図ることが望まれる。</p>	
【これまでの対応状況】 <p>尻屋岬港の利用者増大を図るため、平成 19 年 1 月に下北地域の誘致企業 3 社にポートセールスを実施したが、直ちに利用増につながる情報はなく、静穏度向上のため防波堤整備の促進を要望されている。</p> <p>避難港の機能強化については、八戸海上保安部と協議を行い、避難船舶の現状把握に努めているところである。</p> <p>また、当港を利用している主な 2 社に対し避難船舶の優先について申し入れを行ったところである。</p>	
【今後の対応方針】 <p>尻屋岬港の利用者増大を図るため、引き続き下北地域及び近隣地域で積極的なポートセールスを実施するとともに、防波堤整備の早期完成に努めることとしている。</p> <p>避難港の機能強化については、広域的な関係機関宛てに避難港としての情報提供を実施することとしている。</p>	